

日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることがあります（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 原告らの主張(1)アについては、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、日韓国交正常化の過程において竹島問題が棚上げされた理由及び竹島の経済的な価値についての評価に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。

また、通し番号3-20の文書から、当該情報が当時韓国側に伝わっていることが読み取れるとしても、当該情報が発生したのは約半世紀前のことであり、現世代の政府関係者及び国民は、当該情報を知らない蓋然性が高い状況の下、改めて当該情報が公にされれば、新たな情報が発表されることと同じように受け止められ、他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

イ 原告らの主張(1)イについては、通し番号3-20の文書の不開示部分②の情報が公知であったかどうかについては、不開示情報に関わるものであるため、論及することができない。仮に、当該不開示部分に記録されている情報が韓国側に伝わっていたとしても、通し番号3-20の文書が作成されたのは約半世紀前のことであり、現世代の政府関係者及び国民は、当該情報を把握していない蓋然性が高い状況の下、改めて当該情報が公にされれば、新たな情報が発表されたことと同じように受け止められ、他国

との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

ウ 原告らの主張(2)については、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下において、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少していない。

2 原告らの主張の要旨

(1) ア 通し番号3-20の文書の不開示部分①は、「客年の初めの谷・金会談においても、竹島問題のため他の懸案解決に累を及ぼさないようにすること」とし、■■■不開示部分■■■との見地から、その会談とは別とすることに合意され、取り上げられなかった」とあり、谷・金会談で、取り上げない理由について検討したことが窺われるところ、谷・金会談において、竹島問題のため他の懸案解決に累を及ぼさないようにするために、同会談とは別にすることが合意されたとある以上、金大使すなわち韓国側が承知している事柄であって、その記述ゆえに今後の交渉において日本側の手足が縛られるといった事情は一切なく、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」情報とはいえない。

イ 通し番号3-20の文書の不開示部分②は、約3行であり、不開示部分①の文章に続いている。日本と韓国との間の交渉においては、今後も竹島問題を取り上げるべきではないという方針が記録されていると推測できるが、既に、竹島問題についての日本の主張は、これまで韓国側に伝えられてきたものであって、日本政府が公にしているものであり、これを公開したとしても、外交上支障が生ずるとは思われない。

(2) さらに、通し番号3-20の文書の上記各不開示部分の公開は、53年前の日本政府の検討状況が明らかとなるだけであって、かつての検討状況が現在又は将来の交渉上の不利益を生じさせるおそれがあるとは考えられない。被告が、現在又は将来の交渉上の不利益について具体的な主張立証をしてい

ない以上、「交渉上の不利益が生ずるおそれ」はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号3-20の文書の不開示部分は、「附 竹島問題」と題する部分の(5)項にあり、その余の項には、下記のとおり記載されている(乙A58)。

記

(1) 本問題については日韓会談の議題とは別個に、従来から在京韓国代表部との間で交渉が行われてきた。

韓国側は終戦以来米国に対し竹島が韓国領土たる旨主張していた模様であるが、竹島の領有をめぐる日韓両国紛争は、韓国が昭和27年1月、李ラインの設定を宣言した際同島を殊更李ライン内に含ませたことを発端としている。爾來わが方は韓国による同島侵犯等の不法行為発生の都度抗議する一方、竹島が歴史的にも国際法上も明白な日本領土である所以について数次にわたり申し入れた。

(2) これに対し、韓国側は竹島が韓国領土なる旨強弁し、逆にわが方に抗議してきたところ、昭和29年7月に至り、その態度を積極化して同島に警備員を常駐せしめ、灯台、無線柱、家屋等の施設を構築し、同島を実力で占拠するの挙に出た。

(3) よって我が方は、右不法行為に対して厳重抗議する一方、同年9月25日付けをもって、本紛争を国際司法裁判所に付託して平和的かつ最終的な解決をはかることを提案したが、韓国側は10月28日これを拒否し、その後灯台をコンクリート製に改築し、家屋、無線柱を増設するなど現在もなお同島占拠の態度を改めていない。

(4) 日韓両国の国民感情もあり、本問題について現在何らかの妥協を行うことは双方とも極めて困難な事情にある。したがって、しばらくの間先方の不法行為に対する抗議を重ねることにより我が方領土権の保全、確保を図る従来の行き方を継続し、事態の推移を見るのほかはないと考えられる。

(イ) 上記(ア)の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである（乙A 5 8）。

記

(5) 客年の初めの谷・金会談においても、竹島問題のため他の懸案解決に累を及ぼさないようにすることとし、■■■不開示部分①■■■と見地から、その会談とは別とすることに合意され、取り上げられなかつた。

■■■不開示部分②■■■

(ウ) 通し番号3-16の文書（乙A 4 0 [-202-]）には、要旨下記のとおり記録されている（乙A 4 0）。

記

1955年1月29日の谷・金溶植会談で、日韓問題全体の空気を改善する立場から、竹島問題が他の懸案解決に累を及ぼさないようにするため竹島問題は日韓会談とは別とすることが合意された。

(エ) 通し番号3-26の文書（乙A 6 3）中の「谷大使金公使会談の件（第一回）」と題する文書には、昭和30年1月29日に開催された谷大使と金公使との第1回会談時の発言内容が記録されており、また、（三十、一、二十七、谷大使起案、条、ア局長と共に）と題する文書には、上記第1回会談の内容が記録されているところ、これらのうち竹島問題に関する部分の内容は、（別紙5）通し番号3-26の「第3 当裁判所の判断」1ア(ア)で認定したとおりであり、不開示部分①に関連

する部分は、下記のとおりである（乙A63参照）。

記

(谷) (中略) なお竹島については従来とも会談の対象とはなっておらず従つて別としたい。

(金) これは領土問題であり別である。今更引っ込めることもできぬ問題である。

■■■不開示部分■■■

(金) 結構なり。（以下略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号3-20の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

谷・金会談において竹島問題を日韓会談で取り上げないこととした理由の概略であつて上記で指摘した以外の理由であり、具体的には、通し番号3-26の文書（乙A63）中の「谷大使金公使会談の件（第一回）」と題する文書の16ページ（-16-）の右から2行目から4行目までの3行分にある不開示部分に含まれている事項である（この点、不開示部分①の前後の記載と前記ア(ウ)及び(エ)で認定した他の行政文書の開示部分の内容を対比すれば、谷・金会談において竹島問題を日韓会談で取り上げないこととした理由の概略としては、「日韓問題全体の空気を改善する立場から、竹島問題が他の懸案解決に累を及ぼさないようする」旨が既に公にされている（これは、谷・金会談の結果に関する報告文書に記録されているものである。）から、不開示部分①には、事柄の表現としてこれと異なるものが記録されているものと推認することができる。そして、谷大使と金公使の具体的発言内容を記録した通し番号3-26の文書中の「谷大使金公使会談の件（第一回）」と題する文書

の上記不開示部分には、当該理由に相当する谷大使の発言内容で金公使が同意したものとして、上記の既に公にされている点以外の事項を含むものが記録されていると推認することができるから、不開示部分①に記録されている情報は、冒頭に掲げたとおりであると推認することができる。)

(イ) 不開示部分②

竹島の経済的価値についての具体的評価

ウ そうであるとすれば、通し番号3-20の文書の不開示部分①に記録されている情報は、日韓両政府間で行われた会談（谷大使・金公使会談）において口頭で了解された内容に係るものであり、通し番号3-26の文書中の上記イ(ア)で掲げた不開示部分に記録されている情報に含まれている事項であるところ、（別紙5）通し番号3-26の「第3 当裁判所の判断」で説示したとおり、通し番号3-26の文書の上記不開示部分に記録された情報が情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないことに照らすと、既に日韓両国間で日韓基本条約等が締結されたこと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお同号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

他方、不開示部分②に記録されている情報は、竹島問題に関する日本側

の分析結果であり、日本政府部内で検討されたものであつて韓国側に提示されていないものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ 以上によれば、通し番号3-20の文書の不開示部分①に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し、不開示部分②に記録されている情報については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号3-20の文書の不開示部分②に記録されている情報については、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記部分を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号3-20の文書の不開示部分②に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-20の文書の不開示部分に記録されている情報であつて不開示部分①に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、不開示部分②に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号3-21の文書（文書1399）は、外務省が作成した文書であり、アジア局の主要懸案処理日報のうち、主に北東アジア課関連の内容を抜粋した内部文書である。
- 2 通し番号3-21の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、「昭和34年10月10日付け『アジア局重要懸案処理月報第16号〔昭和34年9月分〕アジア局総務参事官室』」と題する文書中の竹島問題に関する記載部分中にある、次のとおりである。
 - ① 111ページ（-111-）の下から6行目から5行目までの約3行分（以下「不開示部分①」という。）
これには、我が国が海上保安庁巡視船による竹島不法占拠の事実を視認した上で執った措置の内容が記録されている。
 - ② 112ページ（-112-）上から2行目から4行目までの約3行分（以下「不開示部分②」という。）
これには、我が国が海上保安庁巡視船による竹島不法占拠の事実を視認した上で執った措置について、昭和34年9月25日に島大使が柳大使に対して発言した内容が記録されている。

(乙A42)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-21の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する日本側の具体的対応状況であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、

様々な事情をも踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。また、本件文書から、当該情報が当時韓国側に伝わっていることが読み取れるとしても、当該情報が発生したのは約半世紀前のことであり、現世代の政府関係者及び国民は、当該情報を知らない蓋然性が高い状況の下、改めて当該情報が公にされれば、新たな情報が発表されたことと同じように受け止められ、他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

したがって、通し番号3-21の文書の不開示部分に記録されている情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法5条3号）。

イ 通し番号3-21の文書の不開示部分に記録されている情報が公知であるか否かについては、不開示情報に関わるものであるため、論及することができないが、仮に本件文書に含まれる情報が韓国側に伝わっていたのだとしても、通し番号3-21の文書が作成されたのは約半世紀前のことであり、現世代の政府関係者及び国民は、当該情報を把握していない蓋然性

が高い状況の下、改めて当該情報が公にされれば、新たな情報が発表されたことと同じように受け止められ、他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

ウ 竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下において、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によってなんら減少していない。

2 原告らの主張の要旨

(1) 通し番号3-21の文書の不開示部分は、韓国側とのやり取りの中から既に明らかとなっている客観的な事実であり、また、韓国側が承知している内容であって、不開示部分の公開により、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれ」はない。

(2) また、竹島問題についての日本の主張は、これまで韓国側に伝えられ、日本政府が既に公にしているものであり、これに伴った具体的な対応を公開したとしても、現在又は将来の交渉上の不利益が生ずることは考えられない。殊に、不開示部分②は、島大使が柳大使すなわち韓国側に伝えた内容であつて、韓国も了知しており、公開により今後の交渉において日本側の手足が縛られるとはいえない。

(3) これらの不開示部分の公開は、50年前の日本政府の検討状況が明らかとなるだけであり、被告が、この点について、現在又は将来の交渉上の不利益について具体的な主張立証をしていない以上、「交渉上の立場を不利にするおそれ」はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠(乙A42)によれば、通し番号3-21の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分②は、「昭和34年10月10日付け『アジア局重要懸案処理月報第16号〔昭和34年9月分〕アジア局総務参事官室』」と題する文書の「4. 竹島問題」の項にあり、その余の項（「1. 第4次日韓全面会談」、「2. 押留者相互送還」、「3. 韓国側の本邦漁船不法だ捕事件」、「5. 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題」、「6. 小笠原諸島旧住民に対する補償問題」、「7. 沖縄の「米民砲爆撃訓練区域」強化問題」）には、当該各事項について同年8月～9月に生じた出来事やそれに対する日本政府の対応等の具体的な内容が記録されている。

(イ) 不開示部分①及び不開示部分②の前後の記載は、下記のとおりである。

記

- (1) 9月15日海上保安庁巡視船「へくら」は竹島の巡視を行い、同島が韓国側により引き続き不法占拠されている事実を認めた。
- (2) ■■■不開示部分①■■■韓国政府は9月18日付け在京韓国代表部口上書をもって、竹島は韓国領土であり、海上保安庁巡視船の同島巡視は韓国の領海侵犯であるとして抗議してきた。
- (3) よって島大使は25日柳大使を招致し、■■■不開示部分②■■■韓国側から申入れがあった以上わが方領土である竹島の韓国当局による不法占拠に対し抗議せざるを得ない旨述べ、(イ)竹島は明らかに日本領土の一部であること、(ロ)したがって海上保安庁による同島巡視は国際法上当然の権利であること、(ハ)韓国による竹島の不法占拠に対し厳重抗議するとともに、韓国官権の同島より即時退去、同島における一切の構築物の即時撤去並びに同島周辺の日本領海における韓国漁民による不法漁業の即時中止を要求することを内容とする同月23日付け口上書を手交した。

イ 前提事実及び上記アの認定事実に照らすと、通し番号3-21の文書の

不開示部分①に記録されている情報は、日本政府が海上保安庁巡視船による竹島不法占拠の事実を認めた上で執った措置の内容であり、不開示部分②に記録されている情報は、上記措置に関して昭和34年9月25日に島大使が柳大使に対して発言した内容であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-21の文書の各不開示部分に記録されている上記情報は、海上保安庁巡視船が竹島不法占拠の事実を確認したことに基づき、日本政府が執った具体的措置の内容及びこれに関して日韓両政府の大使同士の面談の際に日本側が韓国側に示した意見又は見解であり、本件全証拠によつても、上記面談が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該面談時の発言内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場について、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもつて存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号3-21の文書の各不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-21の文書の不開示部分に記録されている情

報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-21の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-24

第1 前提事実（各論）

通し番号3-24の文書（文書1523）は、外務省アジア局第一課が昭和32年9月6日付けで作成した内部文書であって、昭和32年9月6日に外務省次官会議室において開催された外務省、大蔵省、法務省、水産省及び文部省の各次官等が今後の日韓交渉に関して協議した具体的発言内容が記録されているものであり、このうち不開示部分は、8ページ（-8-）の右から4行目から6行目までの約3行分であり、李ライン問題に関連して述べられた領海問題及び漁業問題に関するソ連（現ロシア）への対処方針が記録されている。

（乙A61）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

（1）不開示理由

通し番号3-24の文書の不開示部分に記録されている情報は、当時、日韓間における外交交渉上重要な懸案事項の一つであった李ライン問題に関する対応についての率直かつ個人的な見解が記載されており、これは公開されることが予定されていないものであり、これを公にすれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見表明ができなくなるおそれがあるほか、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

（2）原告らの主張に対する反論

ア 領海問題及び漁業問題に関するソ連（現ロシア）への対処方針に関する情報は、内部の意見とはいえ、韓国との竹島問題と同様に機微な情報であ

り、これが公にされれば、事前には予測し又は制御し難い事態（両国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。

イ 竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下において、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によってなんら減少していない。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 忌憚のない意見交換ができなくなるおそれ 자체は情報公開法5条3号の不開示情報ではなく、内部的な意見の公開と同号との関連性は何ら示されていない。また、被告の主張は、内部的な意見の公開によって、どのような理由から、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」と行政機関の長が判断したのか、その論理の飛躍ははなはだしいところがある。
- (2) 52年前の次官の発言が公開されたことによって、現在又は将来の交渉上の不利益が生ずる具体的な理由も示されていない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙A61）によれば、通し番号3-24の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

板垣局長

（配布資料を敷衍されつつ、非公式会談の経過、韓国側修正要求の概要、我が方が私案として提出した対案を説明され、韓国代表部の内情、韓国政府内部の動きにふれて最近は李大統領よりむしろ周りの長官級の若干

名が強硬な態度をとっており、職を賭しても譲歩しないと頑張っているとの情報があるが、韓国内部の与論はむしろ日韓交渉を是非まとめたいという気運が強いようであると述べられた。)

水産庁長官

韓国側が米国の見解によって不利な拘束を受けないと主張をしている理由は何か。

大野次官

要するに、韓国の取り分が少なくなることを心配しているわけである。米国の解釈があれば日本にとって都合が良く全面会談でも相当強く主張し得るわけである。それだけに韓国側はこれを是非外したいと考えている。韓国側にはかなりの金を持って行く腹があるとみられる。

伊関入管局長

日本側として打ち切る時期を考える必要があるのではないか。

大野次官

11月に入ると漁期に入るわけで又漁船がつかまる恐れがあり、国内が騒ぎ出してくる。

水産庁長官

留守家族の援護態勢としては、だいたい今のやり方で良いと思う。要するに交渉が継続している間に次の対策を考えることが大事である。李ラインを迂回しているものがつかまるという事態は困る。

大野次官

だいたい今の予備折衝では全面会談で議題とする問題を片付けている。これ自身が全面会談であるともいえる。このやり方は適当であり、だいたいここで問題をこなして行けば良い。予備会談を長くやることは無駄ではない。■■■不開示部分■■■

正示理財局長

韓国側の不当な要求に対してはこれを峻拒するという方針は決まって
いるのか。

大野次官

まだ大臣にも話していないし、その点は決まっていない。11月になると、今国内的に静かになっているのが、わいてくると政治家連中が事務官僚が法律論ばかりやっていてはいつまでたっても話がまとまらぬということで譲歩するということになる恐れがある。

(以下略)

○ イ 前提事実及び前記アの認定事実によれば、通し番号3-24の文書の不開示部分に記録されている情報は、その前後の記載内容に照らすと、昭和32年当時、大野外務事務次官が関係各省次官会議において李ライン問題に関連して述べた領海問題及び漁業問題に関するソ連（現ロシア）への対処方針であると推認することができる。

○ そうであるとすれば、通し番号3-24の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、昭和32年当時における個別事情（領海問題及び漁業問題）に関するソ連（現ロシア）への対処方針に係るものであって、竹島問題自体に係るものではなく、また、これは当時の外務事務次官の個人的見解であるが、本件全証拠によっても、上記個別事情が現在まで継続していることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、現在も未解決である竹島問題又はその他の事項に関し、直ちに我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるとはいえないし、また、当該文書の作成後の時間的経過に鑑みれば、政府部内で示された個人的見解であることが情報公開法5条3号の「おそれ」を基礎付けるものではないことは、本文において説示したとおりである。そして、他に、当該文書の作成後における時の経

過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお同号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、通し番号3-24の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-24の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-24の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実(各論)

1 客観的事実

日本は、韓国の独立後である昭和26年(1951年)12月18日から同月23日までの間、両国の共存共栄の基礎を固めるために遣韓使節を派遣し、日本と韓国、北朝鮮との間における歴史を踏まえて日本の対韓政策につき説明を行った。

(乙A62)

2 通し番号3-25の文書の内容

(1) 通し番号3-25の文書(文書1630)は、外務省が昭和26年12月5日付で作成した次の文書等により構成される内部文書であり、同年12月18日から同月23日までの間、韓国に派遣が予定されていた特派使節団の具体的な使命、訓令が記録されている。

ア 「遣韓使節の使命と行動基準(案)」と題する文書

イ 「遣韓使節に対する訓令(案)」と題する文書

(2) 通し番号3-25の文書のうち不開示部分は、次の部分であり、過去に日本が韓国を支配していた時代についてのある種の評価を踏まえた行動指針が記録されている。

① 3ページ(-3-)の左から3行目から1行目までの約3行分(以下「不開示部分①」という。)

上記(1)アの文書のうち「四、特派使節団の構成は出来得る限り充実したものとし、概ね左記各項の使命を帯びしめるものとする。」の「(4)『我が官民の対韓立場の闡明』」に続く部分で、韓国において特派使節団が採るべき具体的態度が記録されている。

② 8ページ(-8-)の右から6行目から7行目までの約2行分(以下

「不開示部分②」という。)

上記(1)イの文書の「叙上の使命を達成するため遣韓使節は概ね左の各項目を出来得る限り効果的に実施されたい。」の「一」に続く部分で、日本と韓国及び朝鮮との歴史的な経緯に対する日本側の具体的対応が記録されている。

③ 9ページ(－9－)の左から2行目から10ページ(－10－)の右から4行目までの約6行分(以下「不開示部分③」という。)

上記(1)イの文書の「叙上の使命を達成するため遣韓使節は概ね左の各項目を出来得る限り効果的に実施されたい。」の「四、韓国要人及び在韓アメリカ人当局者との交歓等の機会を活用して我が国の立場を闡明すること。」に続く部分で、不開示部分①と同様、韓国において特派使節団がとるべき具体的態度が記録されている。

(以上につき、乙A 6.2)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-25の文書の不開示部分に記録されている各情報は、いずれも、現在においても日韓関係で評価の異なる日本と韓国、朝鮮との間に存在する歴史的问题について日本側がとるべき態度が具体的に記録されているものであり、いずれも、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号3-25の文書の不開示部分には、過去に日本が韓国を支配していた時代についての評価を踏まえた行動指針が記載されており、韓国にとっては、このような評価を踏まえた指針は現在においても機微な性格を

帶びていることから、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損なうおそれがある。

イ また、通し番号3-25の文書の不開示部分に記録されている情報は、現在においても韓国側において関心が高い日本が韓国を支配していた時代についての評価を含んでいる。これを公にするより、いたずらに韓国側を刺激することになり、不必要に日韓関係を不和にするおそれがある。

2 原告らの主張の要旨

- (1) いずれの国においても、歴史的問題について、異なる立場・評価を持つことは自明のことであり、特に、韓国、朝鮮との間では、日本の採っている歴史的問題に関する態度、立場は公にされており、公開したからといって、新たに日本の今後の交渉上の立場を不利にするおそれはない。
- (2) 58年前の日本側のとるべき態度の公開が、現在又は将来のいかなる交渉において日本に不利になるおそれがあるのかについて、被告は一切主張立証していない。被告の主張によれば、他国と評価を異にする歴史的問題があれば、文書が不開示となることが許容されることになるが、情報公開法5条3号はそのような抽象的な「おそれ」によって行政機関の長がその該当性を認めることを予定していない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情の有無について
 - ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。
 - (ア) 通し番号3-25の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A62)。
 - a 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実2(1)アの文書の「四、特派使節団の構成は出来得る限り充実したものとし、概ね左記各項の使命を帯びしめ

るものとする。」の「(4)『我が官民の対韓立場の闡明』」にあるが、その前後の項の記載は、下記のとおりである。

記

- (1) 朝鮮独立への祝意の表明（吉田首相から李大統領へのメッセージを携行のこと）。
 - (2) 朝鮮官民に対し戦禍についての同情の表明（出来れば被災者に対する日常生活品等を送ることとし、その目録を贈呈すること）。
 - (3) 韓国要人及び在韓アメリカ当局者との交歓。
 - (4) 我が官民の対韓立場の闡明■■■不開示部分①■■■
 - (5) 我が対韓政策の大方針の説明（韓国政府をして朝鮮の地政的背景に鑑み真に我が国と協力することが南鮮の生存にとって必須の条件であること及び両国の共存共栄のために必要であることを十分に説明すること）。
 - (6) 進行中の東京会談に関する我が方真意の伝達（我が方が遷延政策を探っているやの宣伝が行われているのに対して十分我が真意を伝えて誤解を解くこと）
 - (7) 予定されている日韓交渉の題目の各々について先方の見解の表明あらばこれが聴取（先方見解についての資料の提出あればこれを接受すること）。
 - (8) 韓国における我在外公館設置の問題についての我が方意向の伝達及び出来得れば了解の取付け（差し当たりは在外事務所の設置問題を急ぐが、近き将来大使館、領事館等を設置する件について話し合いを遂げること。）
 - (9) 韓国の近状の視察。
- b 不開示部分②及び不開示部分③
- 不開示部分②及び不開示部分③は、前提事実2(1)イの文書中の

「叙上の使命を達成するため遣韓使節は概ね左の各項目を出来得る限り効果的に実施されたい。」との部分以下に記録されているところ、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 ■■■不開示部分②■■■

右に関しては内閣総理大臣から韓国大統領に当てたメッセージを携行しこれを伝達されたい。

二 韓国国民の被った戦禍に対し日本国民の同情を表明すること。

右に関してはその表現がアメリカ側の感情を害し、あるいは共産軍側の宣伝に利用される様なことのないよう十分注意されたい。

三 韓国政府に対し我が対韓政策の根本精神を十分に説明すること。

右に関しては韓国政府をして朝鮮の地政的背景に鑑み真に我が国と協力することが朝鮮の生存に必須の条件であること及び両国の共生共栄のために必要であることを篤と説明し理解せしめたい。

四 韓国要人及び在韓アメリカ当局者との交歓等の機会を利用して我が立場を闡明すること。

右に関しては■■■不開示部分③■■■

なお、在韓アメリカ当局者に対しては（以下略）

五～八 （略）

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号3-17の文書の一部開示部分には、前提事実（各論）2

(1)アの文書が引用されているところ（乙A55[-235-以下]参照），不開示部分①に相当する部分（四(4)）は、要旨下記のとおりである（乙A55）。

記

(4) わが官民の対韓立場の闡明（領鮮時代の軍權的武斷主義について

は遺憾の気持ちを示すが、朝鮮における我が産業政策によって朝鮮の民度が著しく引き上げられた事実等については、適當の機会を捉えて応酬し卑屈な態度はとらぬこと)。

イ 前提事実及び前記アの認定事実によれば、通し番号3-25の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

通し番号3-17の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「(領鮮時代の軍權的武斷主義については遺憾の気持ちを示すが、朝鮮における我が産業政策によって朝鮮の民度が著しく引き上げられた事実等については、適當の機会を捉えて応酬し卑屈な態度はとらぬこと)。」との文言

(イ) 不開示部分②

通し番号3-25の文書の不開示部分②に記録されている情報は、前提事実2(1)アの文書及び同イの文書の対応関係及び各不開示部分の前後の記載に照らすと、日本と韓国及び朝鮮との歴史的な経緯に対する日本側の具体的対応であって過去に日本が韓国を支配していた時代についてのある種の評価を踏まえた行動指針であると推認することができる。

(ウ) 不開示部分③

通し番号3-25の文書の不開示部分③に記録されている情報は、前提事実2(1)アの文書及び同イの文書の対応関係及び各不開示部分の前後の記載に照らすと、いずれも韓国において特派使節団が採るべき具体的態度であって過去に日本が韓国を支配していた時代についてのある種の評価を踏まえた行動指針であり、上記(ア)と同旨のものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-25の文書の不開示部分に記録され

ている上記各情報のうち、不開示部分①に係るものは、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであり、その余のものは、いずれも昭和26年当時における日韓間の歴史的事実についてのある種の評価を踏まえた行動指針（しかも、不開示部分③に係るものは、上記のように既に公にされている不開示部分①に係るものと同旨である。）であり、遣韓使節の発言等によって韓国側に示される予定であったものであることがうかがわれるから、その後現在までの間に日本が韓国に対して歴史的問題についての認識・態度を数度にわたり公式に表明するに至っていること、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にすることにより、直ちに韓国との信頼関係を損なわれるおそれ又は我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるとはいえない。そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号3-25の文書の不開示部分に記録されている情報は、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、不開示部分①に係るものについては、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要

な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-25の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-25の文書の各不開示部分に記録されている上記各情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-26

第1 前提事実（各論）

1 通し番号3-26の文書（文書1671）は、外務省が作成した次の文書により構成されており、谷大使と金公使との各会談における具体的発言内容が詳細に記録されている。

- (1) 昭和30年1月に作成した「日韓会談再開に関する件」と題する文書
- (2) 昭和30年1月29日から同年3月26日までの間、合計7回開催された谷大使と金公使との会談内容を記載した文書（「谷大使金公使会談の件（第一回）」と題する文書等）

2 通し番号3-26の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、次のとおりであり、日韓国交正常化問題と竹島問題双方の解決を図るべく谷大使が提示又は検討した対案が記録されている。

- ① 16ページ（-16-）の右から2行目から4行目までの約3行分（以下「不開示部分①」という。）

上記1(2)の「谷大使金公使会談の件（第一回）」と題する文書中にあり、竹島問題について谷大使が述べた所感ともいべき具体的見解が記録されている。

- ② 19ページ（-19-）の左から2行目から1行目までの約1行分（以下「不開示部分②」という。）

上記1(2)の「谷大使金公使会談の件（第一回）」と題する文書に続く（三十、一、二十七 谷大使起案、条、ア局長と共に）と題する上記第一回会談の内容を記載した報告文書中にあり、竹島問題についての谷大使の具体的対応が記録されている。

- ③ 22ページ（-22-）の右から4行目から23ページ（-23-）の右から1行目までの約5行分（以下「不開示部分③」という。）

上記 1 (2) の「谷大使金公使会談（第二回）」と題する文書中にあり、竹島問題について谷大使が述べた所感ともいべき具体的見解が記録されている。

(乙 A 6 3)

第 2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号 3-26 の文書の不開示部分に記録されている各情報は、いずれも、金公使との会談において発言された竹島問題に関する谷大使の具体的な見解であり、韓国側の見解と一致しない、谷大使すなわち日本側の所見といるべきものであるところ、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることを考慮すると、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決に向けた具体的な解決策に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交

涉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 外交において、相手国と一致した見解をとらないことは多々あることであり、そのこと自体は情報公開法5条3号の不開示情報には該当しない。
- (2) 交渉相手国の韓国の金公使との会談において発言されている以上、韓国側は既に谷大使の発言内容を把握しているのであって、これを公開したからといって、公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかとなり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれは全くない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙A63）によれば、通し番号3-26の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実（各論）1(2)の文書中の「谷大使金公使会談の件（第一回）」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

（谷）久保田声明については差し替えない。財産権についても日韓間において実質について了解ができれば考へてもよい。なお竹島については従来とも会談の対象とはなっておらず従つて別としたい。

（金）これは領土問題であり別である。今更引っ込めることもできぬ問題である。

■■■不開示部分①■■■

（金）結構なり。なお、今後必要あらば本国に飛んで連絡を図るべく、ま

た，最後には正式会議を開く必要あるべし。

(谷) できるだけ非公式会議で話しを決め正式会議は最後の飾り程度としたい。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②は，前提事実（各論）1(2)の文書中の（三十，一，二十七 谷大使起案，条，ア局長と共に）と題する上記第一回会談の内容を記載した報告文書の8項にあり，その余の項（1～8項）のうち，2～5項には，個別の懸案事項（請求権の相互放棄，漁業問題，在日韓国人の国籍，処遇の問題，船舶返還問題）についての日本の対処方針案が記録されており，不開示部分②の前後の記載は下記のとおりである。

記

八，竹島問題は別に協議し之が為懸案解決に累を及ぼさしめず。■■■

不開示部分②■■■

(ウ) 不開示部分③

不開示部分③は，前提事実（各論）1(2)の文書中の「谷大使金公使会談（第二回）」と題する文書中にあり，不開示部分③の前後の記載は下記のとおりである。

記

(金) 本国政府から手紙を貰った。（中略）不可侵条約については，日，韓，米3国の共同宣言としたらどうか。おそらく米国も同意することと思う。久保田声明は撤回して貰いたい。請求権の問題は必ずしも声明として貰わなくてもよい。ただし，give and takeの形にすることはできぬ。韓国側の請求権の問題は，restitutionの問題であり，当然返すべきものを返すことであり，莫大な額には上らない。数字は日本銀行にあると思う。国籍問題についても前回の話のラインで差し支えない。漁業についても無茶苦茶のことは言わない。船舶についても

話し合いで解決すると思う。

(谷) ■■■不開示部分③■■■なお日本側では既に修好条約の案も作った。

(金) そのような具体案の提示があれば自分は京城へ飛んで帰って連絡してもよい。

イ 前提事実及び上記アの認定事実に照らすと、通し番号3-26の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①に記録されている情報は、前後の記載内容に照らすと、昭和30年当時、谷大使が述べた所感ともいべき日韓国交正常化問題と竹島問題双方の解決を図るための具体的見解であると推認することができる。

(イ) 不開示部分②に記録されている情報は、前後の記載内容に照らすと、昭和30年当時、日韓国交正常化問題と竹島問題双方の解決を図るべく谷大使が提示又は検討した対案であると推認することができる。

(ウ) 不開示部分③に記録されている情報は、前後の記載内容に照らすと、昭和30年当時、谷大使が述べた所感ともいるべき日韓国交正常化問題と竹島問題双方の解決を図るための具体的見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-26の文書の不開示部分に記録されている上記情報のうち、不開示部分①に係るものは、竹島問題に関する日本側の具体的見解であって昭和30年1月29日の谷・金会談時に発言されたものであり、証拠(乙A40, A63)によれば、当該会談時の発言については、いずれも個人的見解であり、かつ、オフレコとする旨の約束がされたことがうかがわれるが、当該会談時の発言内容を記録した通し番号3-26の文書が既に一部開示されている上、別の行政文書(乙A4

〇) では「1955年1月29日の谷・金溶植会談で、日韓問題全体の空気を改善する立場から、竹島問題が他の懸案解決に累を及ぼさないようするため竹島問題は日韓会談とは別とすることが合意された」との事実も公にされていることに照らすと、不開示部分①に係るものが既に公にされているこれらの情報と事柄の表現が異なっているとしても、既に日韓基本条約等が締結されていること、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

〇) また、不開示部分②に係るものは、同日の谷・金会談における日本側の対処方針であるが、証拠(乙A63)及び弁論の全趣旨により認められる同日の会談等に鑑みると、谷大使が金公使に当該対案を示して上記のとおり竹島問題に関する合意に至ったものと推認することができるから、上記と同様の理由により、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

さらに、不開示部分③に係るものは、竹島問題に関する日本側の具体的見解であつて昭和30年2月1日の谷・金会談時に発言されたものであり、上記で説示した同年1月29日の谷・金会談に関する諸事情を併せれば、上記と同様の理由により、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公

にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号3-26の文書の各不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-26の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-26の文書の各不開示部分に記録されている上記各情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-27

第1 前提事実(各論)

1 通し番号3-27の文書(文書1675)は、次の文書等の主に日韓会談再開に関連する文書により構成されている。

- (1) 外務省アジア局第二課が昭和29年1月21日付けで作成した「久保田発言に関する件」と題する文書
- (2) 外務省アジア局第二課が昭和29年2月1日付けで作成した「久保田発言に関する件」と題する文書
- (3) 外務省アジア局第二課が昭和29年2月6日付けで作成した「久保田発言に関する件」と題する文書
- (4) 外務省アジア局第五課長が作成した昭和29年3月18日付け「日韓問題に関する件」と題する文書
- (5) 外務省アジア局第二課が昭和29年2月13日付けで作成した「久保田発言に関する件」と題する文書
- (6) 武内臨時代理大使の岡崎大臣宛ての昭和29年2月22日発信の電信文

2 通し番号3-27の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、次のとおりであり、いずれも、日本政府が竹島問題を巡って国際司法裁判所での解決を韓国政府に提案し韓国政府がこれを拒否した時期、日本政府が在米大使館を通じて収集した情報であり、竹島問題の裁判所への提訴に向けた準備及び韓国側が応訴を拒否した後は善後策に関する米国との協議状況が記録されている。

① 106ページから111ページまで(-105-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)

このうち1ページは、井口大使が岡崎大臣に宛てた昭和29年10月1日発信の「竹島の領有権に関する平和条約第二条の解釈に関する件」と題する電信文中にあり、その余の5ページは別個の3文書(いずれも電信文)で全

部不開示となっているが、いずれも竹島問題についての具体的見解が記録されている。

- ② 116ページから118ページまで（-109-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

これは、昭和29年11月17日付け在米国大使館発の電信文（3ページ）であり、竹島問題に関する日本側の具体的な対策及び竹島問題を含む日韓両国間において見解を異にしている諸問題について米国側と協議した際ににおける米国側の具体的見解や外交交渉において重要である上記協議における米国側のスタンス及び対応状況の具体的な内容が記録されている。

- ③ 149ページから151ページまで（-139-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

これは、昭和29年9月24日付け外務大臣発在米国大使館宛の電信文（3ページ）であって、竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解を確認するための訓令電報であり、これに関する具体的な対応状況が記録されている。

- ④ 153ページ（-140-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分④」という。）

これは、昭和29年10月6日付け外務大臣発在米国大使館宛の電信文（1ページ）であって、上記③の電信文を補足するために後日発電されたものであり、竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解の確認に関する対応状況が記録されている。

- ⑤ 161ページから168ページまで（-148-に「次ページ以下7ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑤」という。）

このうち4ページは、岡崎大臣が井口大使に宛てた昭和29年11月5日発信の「竹島問題に関する件」と題する電信文中にあり、その余の4ページは別個の2文書（いずれも電信文）で全部不開示となっているが、いずれも

竹島問題についての具体的見解が記録されている。

⑥ 210ページから218ページまで（-189-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑥」という。）

これは、別個の2文書（いずれも公信文で全9ページ）で全部不開示となっているが、いずれも竹島問題について具体的見解が記録されている。

⑦ 227ページ（-197-）の左から約6行分（以下「不開示部分⑦」という。）

岡崎大臣が井口大使に宛てた昭和29年4月9日付け「日韓会談再開交渉に関する資料送付の件」と題する電信文の別添文書中にあり、日韓問題を平和的に解決する具体策として提出されたが、廃案となった具体的提案内容が記録されている。

（以上につき、乙A64）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

（1）不開示理由

通し番号3-27の文書の不開示部分に記録されている情報は、上記不開示部分⑦を除き、いずれも、竹島問題に関する日本側の具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子である。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

また、上記不開示部分⑦は、日韓問題を平和的に解決する具体策として提出された具体的提案内容が記録されているが、廃案となったもので、あくまで政府内部の見解にすぎないものであるから、これが公にされれば、我が国の立場が不利になるおそれがある。

したがって、これらを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側

の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号3-27の文書の不開示部分に記録されている情報が公知であるか否かについては、不開示情報に関わるものであるため、論及することができないが、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決に向けた国際司法裁判所への提訴の具体的な準備作業、及び韓国による応訴拒否後に米国と協議した善後策の内容は竹島問題に対する日本の具体的な対処方針に関わる極めて機微なものであり、このような情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法5条3号）。

イ 他の電信が開示されていることをもって通し番号3-27の文書の不開示部分②、不開示部分③及び不開示部分④（以下、単に「不開示部分②～④」という。）を開示する理由にはならない。また、上記のとおり、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下、64年前に検討された解決案であっても、公にすることにより、交渉上の不利益を被ることは合理的に想定され得るほか、竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国との見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ、第三国政府から日本政府に対して

のみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。たとえ米国の方針が肯定的なものであったとしても、このような情報は最も効果的なタイミングで最も効果的な方法により利用していくことが適当であり、現時点では、情報公開請求に応じて開示する性質のものではない（情報公開法5条3号の不開示情報が他国政府の考え方を不開示とすることを排除していないことからも、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得るものについては、少なくとも日本政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。）。

ウ 電信文が発受信された日時、電番、秘密指定、本省の主管課室、本省内の協議先及び配布先等といった電信文の外形事項が開示されれば、当該電信文本文の内容及び重要度を推知する手がかりとなることは否定できない。例えば、通し番号3-27の文書のように、本省と在米大使館との間において訓令と回訓のやりとりを行っていた場合には、日時と発受信者のみから少なくとも米国政府との間の水面下の協議の時期や頻度が推知され得る。通し番号3-27の文書の不開示部分②～④の内容は、前記のとおり、竹島問題の解決策に関して日本政府が在米大使館を通じて収集した極めて機微な情報であることに鑑み、それらの日付、時間、送信者、宛先等を公にすることにより、電信文本文の開示に類する弊害を被るといえることから、国の安全及び対外交渉上不利益が生じるおそれがある。

2. 原告らの主張の要旨

- (1) 竹島問題に関する具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子は、日本政府が、ホームページやその他の資料で公にしている方針・立場からすれば、その内容は既に明らかになっており、竹島問題等に関する交渉の様子は、韓国側との間の交渉であって、既に韓国側において認

知されていることであるから、これを不開示とする理由は何ら存しない。

(2) 通し番号3-27の文書の不開示部分②～④については、電信文であるところ、甲64によれば、電信文が多数含まれる文書において、当該電信文が公開されているものもあることからすれば、上記不開示部分②～④のみ不開示とする理由は明らかでない上、不開示部分の内容に関する被告の主張には変遷があり、不開示となった情報の主体や性格が特定されていないという点で、被告の主張立証が尽くされていない。さらに、被告主張の不開示理由についても、竹島問題等の日本の対策に関する昭和29年当時の米国政府の見解が、いかなる意味で日本の「今後の交渉上の立場」に関係するのかについても、64年前の外交交渉における「見解」、「スタンス」、「対応状況」が判明することが現在の交渉に不利益を及ぼすことは通常は想定できず、また、交渉の第三国である米国政府の見解は日本政府を何ら拘束するものではないから、日本の外交交渉に不利益を与えることは論理的に想定できない（特に、上記不開示部分③・④については、64年前における米国政府の見解に日本政府が対応した内容が、日本と韓国との間の外交交渉に影響を与えるとは考えられない）という意味で、不開示理由の説明として不十分であるし、米国政府の見解が開示されることとそれらの結果との間には、論理的な関連性が欠如している。

また、被告は、未解決の二国間の問題を指摘するのみであり、竹島問題に関する具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子が、どのような理由によって、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかとなり、日本の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるのかについては、何ら主張立証をしておらず、具体的な理由は明らかにされていない。

韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有する

ものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

(3) 通し番号3-27の文書の不開示部分②～④は、電信文であるところ、日付、時間、電信文の送信者、宛先、件名など外形的な情報を含めて不開示とする理由は、全く不明である。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠(乙A64)によれば、通し番号3-27の文書につき、次の事実を認めることができる。

(ア) 通し番号3-27の文書中に含まれる電信文は、一般的に、その様式として、⑦発信者及び宛先の氏名・所属先名、①発信及び受信の日時、⑦表題(当該電信分の件名又は要旨等)、⑨本文、⑧配布先等が記載されている。また、在米大使館員が米国側から一定の情報を入手したことを報告する電信文においては、一般に、⑨本文中に当該情報の入手経緯(例えば、「○日(米国の)○○省係官が○○について当館員に語ったところは次のとおり。」、「(米国の)○○省へ質したところ回答左の通り」、「○○が○○日○○と会談せるがご参考となるべき点左の通り」等)が記録されている。

(イ) 不開示部分①、不開示部分⑤及び不開示部分⑦の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

a 不開示部分①

不開示部分①の一部は、井口大使が岡崎大臣に宛てた昭和29年10月1日発信の「竹島の領有権に関する平和条約第二条の解釈に関する件」と題する電信文中にあり、同電信文1ページには、國務省の係

官から内話した内容として「国務省の法律専門家中一部には平和条約において竹島の地位について明記していないので、1905年日韓併合当時の状態により帰属決定を行うべきであるとの意見もあるが、条約起草関係者を含む大部分のものは、平和条約はカイロ宣言の原則に基づき起草され、日本より分離すべき島嶼を明記せるものであり、条約解釈論として同島は日本に帰属すべきものであるとの見解を有している。」とある。

b 不開示部分⑤

不開示部分⑤の一部は、岡崎大臣が井口大使に宛てた昭和29年1月5日発信の「竹島問題に関する件」と題する電信文中有り、同電信文には、「一、本問題の国際司法裁判所付託を提議した9月25日付け口上書に対し、在京韓国代表部は、10月28日付け口上書をもって、韓国政府が右提議を拒否する旨回答越した■■■不開示部分■■■

c 不開示部分⑦

不開示部分⑦は、岡崎大臣が井口大使に宛てた昭和29年4月9日付け「日韓会談再開交渉に関する資料送付の件」と題する電信文の別添文書である「日韓問題に関する対米折衝の経緯」と題する書面の五項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

五 会談決裂後、国内世論は再び沸騰し、対韓強硬論が再度台頭した。

韓国側は、会談継続中も我が方の要望にかかわらず漁船の拿捕を継続し、決裂後もこの事態が続いた。10月末会談の経緯報告に赴いた久保田代表に対し、吉田總理は金公使の召喚要求、及び在日朝鮮人に対する生活保護費打切りの2点を至急閣議決定案として提出方を指示した。

他方、業界においても政府の強硬論を要望する声強く、水産庁においてフリゲート艦護衛下の強硬出漁を閣議決定せんとする案を作り、外務省において関係各省との間にこれが協議を行ったが、外務省としてはこれらの強硬論を排し、先ず平和的解決に努力を重ねることとした。

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

更に10月末極東軍事情勢視察のため来日したリッヂウェー米陸軍参謀長に対し、総理のサヂエスチョンにて別紙(二)の大臣所管を10月28日送付した。(リ大将は28日朝早く韓国に赴いたので、書簡は同日午後早く飛行機にて追送、同夜のリッヂウェー・李会談前にリ大将の手元に届いたはず。なお、同日本書簡写しをアリソン大使、及びハル国連軍司令官に送付した。)

イ 前提事実及び上記アの認定事実に照らすと、通し番号3-27の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①に記録されている情報は、電信文1通の一部不開示及び電信文3通の全部不開示に係るものであるところ、いずれも(a)昭和2

9年当時、日本政府が在米大使館を通じて収集した米国側の竹島問題についての具体的な見解であり、更に全部不開示に係るものについては、

(b)電信文の様式に係る事項及び当該具体的な見解入手した経緯等を含むものと推認することができる。

(イ) 不開示部分②に記録されている情報は、電信文1通の全部不開示に係るものであるところ、(a)昭和29年当時、竹島問題に関する日本側の具体的な対策及び日韓両国間において見解を異にしている諸問題(竹島問題を含む。)について、米国側が日本政府と協議した際に示した具体的な見解、スタンス及び対応状況のほか、(b)電信文の様式に係る事項及

び当該具体的見解を入手した経緯等であると推認することができる。

- (イ) 不開示部分③に記録されている情報は、電信文1通の全部不開示に係るものであるところ、(a)昭和29年当時、在米大使館が竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解を確認したことに関する具体的な対応状況のほか、(b)電信文の様式に係る事項及び当該具体的見解を入手した経緯等であると推認することができる。
- (エ) 不開示部分④に記録されている情報は、電信文1通の全部不開示に係るものであるところ、(a)昭和29年当時、在米大使館が竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解を確認したことに関する具体的な対応状況のほか、(b)電信文の様式に係る事項及び当該具体的見解を入手した経緯等であると推認することができる。
- (オ) 不開示部分⑤に記録されている情報は、電信文1通の一部不開示と電信文2通の全部不開示に係るものであるところ、いずれも(a)昭和29年当時、日本政府が在米大使館を通じて収集した米国側の竹島問題についての具体的見解であり、更に全部不開示に係るものについては、(b)電信文の様式に係る事項及び当該具体的見解を入手した経緯等を含むものと推認することができる。
- (カ) 不開示部分⑥に記録されている情報は、電信文2通の全部不開示に係るものであるところ、いずれも(a)昭和29年当時、日本政府が在米大使館を通じて収集した米国側の竹島問題についての具体的見解のほか、(b)電信文の様式に係る事項及び当該具体的見解を入手した経緯等であると推認することができる。
- (キ) 不開示部分⑦に記録されている情報は、昭和29年当時、日韓問題を平和的に解決する具体策として提出されたが、廃案となった具体的提案内容である。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-27の文書の各不開示部分に記録さ

れている上記情報が、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 通し番号3-27の文書の不開示部分のうち、不開示部分⑦以外のもの（以下、単に「不開示部分①～⑥」という。）

a 前記イ(ア)～(カ)の各(a)に掲げた部分は、日本政府関係者が米国政府関係者から聴取するなどした竹島問題又は竹島問題に関する日本側の具体的な対策及び日韓両国間において見解を異にしている諸問題に関する具体的見解等に係るものであり、それらが昭和29年当時におけるものであり、本件全証拠によつても、日本政府関係者と米国政府関係者との間で米国側の当該対策又は見解等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、既に日韓両国間で日韓基本条約等が締結されたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

b また、前記イ(ア)～(カ)の各(b)に掲げた部分は、電信文の様式に係る事項及び上記各(a)に掲げた部分の情報を入手した経緯等に係るものであり、電信文に一般的に記録される情報であつて上記各(a)に掲げた部分の情報とは別個の価値を有するものである。そして、一般に、電信文の外形的事項を開示することが当該電信文本文の内容及び重要度を推知する手がかりとなり得ることは、被告主張のとおり（前記第2の1(2)ウ参照）であるが、前記イ(ア)～(カ)の各(b)に掲げた部分は、④昭和29年当時におけるものであり、既に開示されている通し番号

3-27の文書には昭和29年に作成された電信文等が一定の内容ごとに編年体でつづられていることから、日本政府が在米大使館を通じて日韓会談に関する米国側の具体的見解等の情報を積極的に収集するなどしていたことは相当程度明らかにされているし、⑥弁論の全趣旨によれば、本件各文書に係る一部開示部分には、被告において竹島問題又はこれに付随する問題等に関する米国側の具体的見解等が記録されている電信文であっても上記部分を一部開示したものが多数存在することが認められ、また、⑦日韓会談の歴史等に关心を有する原告らにとっては、上記各(b)に掲げた情報も有意の情報であるといえること等に加え、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

c そして、上記a及びbで説示した各部分については、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(1) 不開示部分⑦について

不開示部分⑦に記録されている上記情報は、昭和29年当時、廃案になった日韓問題を平和的に解決するための具体策に係るものであるが、本件全証拠によても、これが竹島問題等の日韓間で現在まで未解決である事項に係るものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、既に日韓両国間で日韓基本条約等が締結されたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮

すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

○ エ 以上によれば、通し番号3-27の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-27の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

○ 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-27の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-28

第1 前提事実（各論）

通し番号3-28の文書（文書1676）は、昭和30年に実施されたアリソン駐日米国大使との各会談記録等であり、このうち不開示部分は、55ページ（-55-）の約10文字分であり、昭和30年12月7日付け「重光大臣、谷大使、アリソン米大使と会談の件」と題する文書中にあり、当時、日韓間ににおいて懸案事項の一つとなっていた李ライン問題に関して、谷大使がアリソン駐日大使に対して提起した具体的な解決案（これは、その内容は竹島問題の解決案と同じである。）が記録されている。

（乙A65）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

（1）不開示理由

通し番号3-28の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓間ににおいて懸案事項の一つとなっていた李ライン問題に関する解決策として提起された具体的な見解で、日本側から提起された具体的な見解に対し、アリソン駐日大使が「全然同感なり」と賛同していることから、李ライン問題に関する解決策として米国政府の率直な見解でもある。日韓間における重要な懸案事項について日米間において話し合いがなされ、日本側の提案に米国政府が賛同した具体的な解決策の提案が公にされると、日本と米国のみならず、日本と韓国、韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあり、日韓間の今後の交渉において我が国の立場が不利になるおそれもあるから、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア　原告主張の米国公文書の取扱いと時間的因素については、情報公開法5条は、不開示情報該当性の判断要素として考慮されるものではない。

イ　韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法5条3号）。

また、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下、時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言い難く、歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法5条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がないし、竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

ウ　日本側の提起した具体的な見解自体が、韓国側に伝えられている内容であるかどうかは、不開示情報に関わるものであるため論及することができないが、仮に、通し番号3-28の文書に含まれる情報が韓国側に伝わっているものであったとしても、当該文書が作成されたのは約半世紀前のこと

であり、現世代の政府関係者及び国民は、当該情報を把握していない蓋然性が高い状況の下、改めて当該情報が公にされれば、新たな情報が発表されたことと同じように受け止められるから、他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 米国においては、たとえ秘密指定がなされた公文書であっても、大統領命令によって、作成から25年が経過すれば自動的に秘密指定が解除される仕組みをとっており、その中には日本と米国との間の外交交渉も多く含まれているところ、通し番号3-28の文書は、その2倍以上の54年が経過しており、当時のアリソン大使が賛同した日本政府の見解が公開されたからといって、日本と米国、韓国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれではなく、日韓間の今後の交渉において日本の立場が不利になるおそれもない。
- (2) 韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はなく、被告は、「信頼関係が損なわれるおそれ」と「交渉において立場が不利になる」との理由を区別しておらず、第三国の米国の者の発言がどのような理由により日本の交渉において立場を不利にするものであるかについても何ら主張していない。
- (3) 日本側の提起した具体的見解自体は、韓国側には伝えられている内容であると思われ、これについてアメリカの大使が賛同したからといって、直ちに、日本と韓国、韓国と米国それぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあるとはいはず、韓国の今後の交渉において日本の立場が不利になるおそれもない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠(乙A65)によれば、通し番号3-28の文書の不開示部分は、昭和30年12月7日付け「重光大臣、谷大使、アリソン米大使と会談の件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

(谷) 昨日の会談の模様を大臣に報告せるところ、大臣は日韓問題にぜひ米政府の協力を得たしとの意向なり。以下は自らの私見なるも、李ラインの問題のみを取り上げても韓国はこれに応ぜざるべく結局over-allの解決が必要となろう。

(ア) 全然同感なり

(谷) over-allの解決を計るとなれば、claimの問題がどうしても中心となろう。この問題は内政的措置を要するも自分はある意味でよい機会と考えている。最も急を要するのは李ラインで打合せを行わぬことなり。

(ア) 同感なり

(谷) 措置としては、例えば国際司法裁判所■■■不開示部分■■■も考えられるが、しかし事態は更に急速の措置を要する。

(ア) 全然同感なり

(大臣出席)

(以下略)

イ 前提事実及び前記アの認定事実（特に不開示部分の前に「以下は自らの私見なるも」との記載があること）によれば、通し番号3-28の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和30年当時、李ライン問題に関して、谷大使がアリソン駐日大使に対して提起した個人的見解としての具体的解決案であって、国際司法裁判所に關係するものであると推認するこ

とができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-28の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和30年当時、谷大使が米国政府関係者に対して発言した李ライン問題の解決策に関する個人的見解であるが、本件全証拠によつても、これが同年当時の日本政府の公式見解と異なるものであると認めるに足りる的確な証拠はなく、また、上記見解を示された米国政府関係者は、単に上記見解に賛同の意を示したにすぎないから、証拠（乙A40）によれば、同年当時に日本側が韓国側に提示した竹島問題に関する解決策等については、既に行政文書の一部開示により明らかにされていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、米国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがつて、通し番号3-28の文書に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-28の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報

に該当するとは認められない。

3 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-28の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-29

第1 前提事実（各論）

1 通し番号3-29の文書（文書1686）は、米国政府が作成した「日韓問題に関するトーキングペーパー」であり、次の文書によって構成されている。

- (1) 昭和39年9月26日にエマーソン公使から手交された英文の書面
- (2) 外務省が作成した「9月26日米側より手交のあった日韓問題に関するトーキングペーパー（仮訳）」と題する文書
- (3) 外務省北東アジア課が作成した昭和39年9月29日付け「日韓問題に関する米側トーキングペーパーに対する外務省のコメント（案）」と題する文書
- (4) 「Japanese Comments on the U.S. Talking Paper concerning the Japan-Korean Question」と題する英文の内部文書

2 通し番号3-29の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも上記1(4)の文書中にあり、日韓問題に関する米国政府の具体的な見解が記されたトーキングペーパーの内容に対する我が国のコメントの中で、韓国との交渉において、日本側の態度が、韓国側にどのようにして受け止められるか、又は、韓国国民の反応ぶりについて、日本が第三国である米国に批評的に説明したものであり、いずれもほぼ同一内容である。

- ① 35ページ（-35-）の上から13行目から17行目までの約4行分
(以下「不開示部分①」という。)
- ② 42ページ（-42-）の上から11行目から17行目までの約6行分
(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 49ページ（-49-）の下から5行目から50ページ（-50-）の上から3行目までの約7行分
(以下「不開示部分③」という。)
- ④ 57ページ（-57-）の下から5行目から58ページ（-58-）の上

から 3 行目までの約 7 行分（以下「不開示部分④」という。）

（以上につき、乙 A 6 6）

第 2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号 3-29 の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓問題に関する米国政府の具体的な見解が記録されているトーキングペーパーの内容に対する外務省の具体的な批評又は見解であり、極めて率直な内容が含まれているため、これを公にすると、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

通し番号 3-29 の文書の上記不開示部分の内容は、韓国国民の反応ぶりについて、日本が第三国である米国に批評的に説明したものであり、公にされることで事前に予測し難い事態を惹起する可能性は排除されない。

また、竹島問題は、今日もなお未解決の両国間最大の懸案の一つであり、日韓両国が高い関心と緊張感をもって同問題を注視している状況下、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少していないし、歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国にとって有意義であるかどうかは情報公開法 5 条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

2 原告らの主張の要旨

(1) 韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

通し番号3-29の文書の上記不開示部分は、45年前の米国のトーキングペーパーに対して45年前の外務省が具体的な批評や見解を述べたものにすぎず、時の経過も考慮すれば、直ちに韓国との交渉上の立場を不利にすることにつながらず、米国との信頼関係についても、米国においては、作成から25年が経過した公文書は、大統領命令により自動的に秘密指定解除がされるから、当該トーキングペーパーは既に米国で公開されている可能性が高く、米国に対する信頼関係を損なうおそれもない。

(2) 極めて率直な内容の公開自体は、情報公開法5条の不開示情報の該当性の根拠となるものではなく、被告は、率直な内容の公開がどのような理由によって日本の交渉上の立場を不利にするおそれがあるかを一切主張立証していない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 前提事実（各論）のほか、証拠（乙A66）により認められる不開示部分の前後の記載内容に照らすと、通し番号3-29の文書の各不開示部分に記録されている情報は、いずれも、昭和39年当時、米国政府のトーキングペーパー（日韓問題に関する具体的な見解を記載したもの）に対する日本政府のコメントとして、韓国との交渉において、日本側の態度が、韓国側にどのようにして受け止められるか、又は、韓国国民の反応ぶりについて、日本が第三国である米国に批評的に説明したものであり、当該文書

は米国側に提示されたものと推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号3-29の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、昭和39年当時の日韓国交正常化交渉における韓国側の反応に関する日本政府の具体的な見解であって米国政府に提示した文書に記録されているものであり、しかも、その内容は竹島問題そのものではないから、既に日韓基本条約が締結されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号3-29の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-29の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-29の文書の不開示部分に記録されている上記情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-30

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号3-30の文書（文書1695）は、前田調査官又は武内大使が外務大臣宛てに発信した次の電信文により構成されている。
 - (1) 前田調査官により昭和40年（1965年）3月3日発信の「日韓会談（在韓米大使館参事官の内話）」と題する電信文
 - (2) 前田調査官により昭和40年3月11日発信の「ハヴィブ参事官の内話」と題する電信文
 - (3) 武内大使により昭和40年3月10日発信の「大使、ラスク会談（日韓問題）」と題する電信文
 - (4) 武内大使により昭和40年3月17日発信の「リ韓国外相の訪米」と題する電信文、
 - (5) 武内大使により昭和40年3月18日発信の「リ韓国外相の訪米（ノレッド内話）」と題する電信文
 - (6) 前田調査官により昭和40年5月11日発信の「日韓問題についてハビブ参事官内話」と題する電信文
- 2 通し番号3-30の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも在韓米大使館ハビブ参事官が韓国側の考え方を聴取した上で提示した膠着状態にある日韓国交正常化問題と竹島問題の打開案が記録されている。
 - ① 19ページから20ページまで（-1.8-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分で全部不開示の電信文。以下「不開示部分①」という。）
 - ② 21ページ（-1.9-）下から3行目から22ページ（-2.0-）下から4行目までの約18行分（上記1(6)の電信文の一部。以下「不開示部分②」という。）

②」という。)

(乙B67)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-30の文書の上記不開示部分に記録されている情報は、いずれも、駐日韓国大使館ハビブ参事官が日本と韓国との間における重要な懸案事項である竹島問題における日本政府の対応に関して述べた具体的かつ率直な見解で非公式な発言であって、日韓間で立場の異なる問題等に関し、忌憚のない本音ともいべき見解を内容とするものであり、竹島問題は、日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 竹島問題は、今日もなお未解決の両国間最大の懸案の一つであり、日韓両国が高い関心と緊張感をもって同問題を注視している状況下、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によってなんら減少していないし、歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によつて有意義であるかどうかは情報公開法5条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。

また、竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであつて（たとえ

米国の方針が肯定的なものであったとしても、このような情報は最も効果的なタイミングで最も効果的な方法により利用していくことが適当である。），米国が通し番号3-30の文書の上記不開示部分に記録されている情報を公開したことは確認されておらず、仮にこれが公開されていたとしても、同じ会議についての記録であっても日本側は日本側の立場から記録するため、米国側の記録とは異なり得るから、これが公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

イ 他国との率直な意見交換の内容が公にされれば、他国との信頼関係を損なうおそれは常時存在しており、信頼関係が損なわれれば、以後、当該他国との間で忌憚のない意見交換は期待できなくなるから、公開することが予定されていない情報を公にすることは、情報公開法5条3号の不開示情報該当性の根拠となる。

2 原告らの主張の要旨

(1) 韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

通し番号3-30の文書の上記不開示部分は、第三国である米国の者の発言にすぎず、米国では、作成から25年以上が経過した公文書は自動的に秘密指定解除となる制度が存在しており、ハビブ参事官の発言が既に米国の国立公文書館等で公開されている可能性も高いことから、このハビブ参事官の具体的かつ率直な見解、忌憚のない意見の公開が、日本の交渉に影響を与えるとは到底思われない。

(2) 率直な意見で非公式の発言であることは、情報公開法5条の不開示情報該当性の根拠にはならず、同条3号との関連性は不明である。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠(乙B67)によれば、通し番号3-30の文書の不開示部分②の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

往電第311号会談の際ハビブ参事官は、日韓問題に関しあよそ次のとおり内話した。

1. 会談の進展が遅れて自分の統治在勤中に正式調印をみるに至らなかつたのは真に残念である。

2. ■■■不開示部分■■■

3. 漁業問題の焦点は取締りにおける旗国主義にあり、韓国側としては更に日本側と協議を進めて国民に何とか説明し得る形にしようと努力している。(しかし、一時考えられたことのある漁船相互に旅査する案ですら韓国の国民感情としてはこれを受け入れずその辺実際問題として真に難しい。) 韓国側から聞いたところの印象では、彼等は十分NEGOTIABLEな点についてREASONABLEなことを言っているように思われる(結局竹島問題と同じく日本側のMAGNANIMOUSな態度に期待せざるを得ない)。金大使はそういう方向の訓令を受けて帰るはずであり、そして諸協定をFINALIZEすることを授権されている。

4・5 (略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実に照らすと、通し番号3-30の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は、いずれも、昭和40年当時、在韓米大使館ハビブ参事官が、韓国側の考え方を聴取した上、非公式に提示した膠着状態にある日韓国交正常化問題と竹島問題の打開案

であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-30の文書の各不開示部分に記録されている上記情報は、昭和40年当時、第三国である米国の在韓米大使館参事官から非公式に提示された竹島問題等に関する個人的見解であり、本件全証拠によつても、在韓米大使館参事官と日本政府関係者との間で当該見解等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもつて存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがつて、通し番号3-30の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-30の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号3-30の文書の不開示部分に記録され

ている上記情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-31

第1 前提事実（各論）

1 通し番号3-31の文書（文書1696）は、田中臨時代理大臣又は椎名大臣が武内在米国大使宛てに発信した次の電信文により構成されている。

- (1) 田中臨時代理大臣による昭和40年2月17日発信の「第7次日韓会談の現況（通報）」と題する電信文
- (2) 田中臨時代理大臣による昭和40年2月20日発信の「日韓基本条約案のイニシャル（通報）」と題する電信文
- (3) 椎名大臣による昭和40年3月16日発信の「日韓交渉の現況についての米側に対する説明ぶり（訓令）」と題する電信文
- (4) 椎名大臣による昭和40年5月1日発信の「米側よりの日韓交渉早期妥結の要請について」と題する電信文
- (5) 椎名大臣による昭和40年5月13日発信の「韓国側漁業協定案についての米側への通報」と題する電信文
- (6) 椎名大臣による昭和40年5月17日発信の「日韓交渉（竹島問題）（通報）」と題する電信文
- (7) 椎名大臣による昭和40年5月26日発信の「ライシャワー大使との会談（日韓）」と題する電信文
- (8) 椎名大臣による昭和40年6月25日発信の「佐藤総理よりジョンソン大統領宛の返電の伝達要請」と題する電信文

2 通し番号3-31の文書のうち不開示部分は、上記1(6)の電信文中にある次の部分であり、日韓会談全体の中で竹島問題を如何に取り扱うかという観点も踏まえた日本政府の具体的解決策が記録されている。

- ① 21ページ（-21-）下から1行目から22ページ（-22-）上から2行目までの約2行分（以下「不開示部分①」という。）

② 22ページ（-22-）下から5行目から4行目までの約1行分及び枠外の記載部分（以下「不開示部分②」という。）

（乙A68）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-31の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題に関する日本政府の具体的対応策であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

通し番号3-31の文書は、44年前のものであるが、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該解決策に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない（しかも、情報公開法5条は、不開示情報該当性の判断要素として時間的因素は考慮していない。）。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

既に44年が経過した文書については、当時の日本政府の具体的対応が現在又は将来における日本の交渉上の立場を不利にするおそれがあるとはいえないし、未解決の問題というだけでは、直ちに情報公開法5条3号の不開示理由にはなり得ないから、被告は、不開示部分の公開が我が国の交渉上の立場を不利にするおそれがある理由を具体的に主張立証していない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠(乙A68)によれば、通し番号3-31の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

往電第802号に関し、

日韓会談の諸懸案のうち竹島問題について韓国側は37年12月■■■不開示部分①■■■最近では竹島は韓国の不可分の領土であり、かつ、日韓会談の議題外であるから、今次交渉の討議の対象とはなり得ないと明言するに至っている。日本政府としては、従来少なくともdefinite settlementの目途は立てたと国内的に説明できる形にする必要があるとの方針であり、万一会議の最終段階において全然取り上げられることになれば、日韓交渉の全般に対する国内の評価にも致命的な影響を与えることになるので、政府としては到底容認なし得ぬところである。よって■■■不開示部分②■■■(裁判所注:この部分と線でつながれている欄外にも不開示部分②がある。)上記の基本的立場についてはわが方としては確定方針を堅持するものなるところ、本件に関する最近の韓国側の動きに鑑み、念のため貴使お含みまで

イ 前提事実及び上記アの認定事実に照らすと、通し番号3-31の文書の

不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和40年当時における日韓会談の経緯としての韓国側の主張内容

(イ) 不開示部分②

日韓会談全体の中で竹島問題を如何に取り扱うかという観点も踏まえた日本政府の具体的解決策

ウ そうであるとすれば、通し番号3-31の文書の不開示部分に記録されている上記情報が、情報が、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、昭和37年12月以降昭和40年までの間に韓国側が日本側に示した竹島問題に関する主張であり、本件全証拠によても、当該主張が示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、韓国側の上記主張に対する日

本政府の具体的解決策であり、日本政府部内で検討されたもので韓国側に提示されていないものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ 以上によれば、通し番号3-31の文書の不開示部分①に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し、不開示部分②に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号3-31の文書の不開示部分②に記録されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、これを情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事實とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事實を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号3-31の文書の不開示部分②に記録されている

情報のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-31の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものうち、不開示部分①に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分（不開示部分②に係る部分）は、適法である。

(別紙5) 通し番号3-32

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号3-32の文書(文書1728)は、次の文書等により構成されており、いずれも、崔圭夏大使(以下「崔大使」をいう。)との会談における具体的発言内容が記録されている。
 - (1) 外務省北東アジア課が昭和38年7月1日付けで作成した「後宮アジア局長、崔圭夏大使会談要旨」と題する文書
 - (2) 外務省アジア局長が昭和38年7月3日付けで作成した「崔大使会談要旨」と題する文書、同月4日付けで作成した「崔大使との会談要旨」と題する文書、
 - (3) 外務省アジア局長が昭和38年7月17日付けで作成した「崔大使との会談要旨」及び「崔大使との会談要旨(2)」と題する各文書
 - (4) 外務省アジア局長が昭和38年11月7日付けで作成した「崔圭夏大使との会談要旨」と題する文書
- 2 通し番号3-32の文書のうち不開示部分は、11ページ(-11-)上から約3行目及び12ページ(-12-)2行目の約11行分であり、竹島問題の解決策として日本政府が提示した国際司法裁判所への提訴案に対して、崔圭夏大使が韓国の立場から指摘した問題点が記録されている。

(乙A69)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-32の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する日本政府が提起した具体的対応策に対する韓国側の具体的見解であって、韓国のみならず第三国との対応をも示唆した忌憚のない韓国側の具体的

見解であるところ、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であり、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

通し番号 3-32 の文書の不開示部分は、約半世紀前に行われた韓国側の発言であり、現世代の政府関係者及び国民は、当該発言の内容を知らない蓋然性が高い状況の下、改めて当該発言の内容が公にされれば、新たに発表されたことと同じように受け止められるし、また、我が国の解決案の問題点については、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、これに関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号 3-32 の文書は、「交渉記録の記載内容」として収集された韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解の報告にすぎず、日本側の「見解」又は「評価、分析及び判断」を含むものではない。
- (2) 通し番号 3-32 の文書の不開示部分は、交渉相手の韓国側の具体的な見解であり、韓国側は当然に知っている事柄であるから、これを公開することに

よって、「日本の交渉上の立場を不利にするおそれ」は全くない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠(乙A69)によれば、通し番号3-32の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

7月2日来日中の崔大使は、外務次官の招宴の席上、次の趣旨を述べた。

1. 竹島問題については、本来日韓会談の議題外の事項であるが、従来の日本側における責任者の国会答弁等の経緯もあり、今となっては本件に関し、何らかの解決方法が規定せられない限り、日本側として国交正常化をなし得ない事情はよく承知している。

■■■不開示部分■■■

2. 韓国的新しい農林部長官は、フランス・イタリアの漁業借款の推進者であるので、日本側から提案されるべき漁業借款の条件は少しで、フランス、イタリアとの借款の条件より有利であることを要する。(仏・伊借款の条件は金利5分、10年払いだったと記憶する)

3. 請求権問題の名目について、韓国側が「請求権の弁済」とい字句を使わず、「請求権問題の解決」という字句を使用したのは、十分日本側の立場を考慮した上での、いわば助け船であった。

4. 自分の氏名は、金・大平会談の準備工作にあるが、自分のレベルで全ての問題を解決し去ることは政治的でなく、緊張感のために仕事を残しておくことが必要であると考えている。

イ 前提事実及び前記アの事実に照らすと、通し番号3-32の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年当時、竹島問題の解決策として日本政府が提示した国際司法裁判所への提訴案に対して、崔大使が韓国

の立場から指摘した問題点であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-32の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年当時、韓国側が日本側に述べた竹島問題に関する見解であり、本件全証拠によても、当該会合が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該会合での発言等の内容が一般に公開してないことを約束したことを認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、通し番号3-32の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-32の文書の各不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-32の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-33

第1 前提事実（各論）

通し番号3-33の文書（文書1783）は、外務省が作成した昭和39年4月14日付け「日韓会談における主たる問題点に関する双方の立場」と題する内部文書であり、このうち不開示部分は、31ページ（-31-）下から2行分であって、「Ⅶ竹島問題 2処理方針(2)韓国側主張」に記録されている部分であり、国交正常化後に具体的な解決策を検討するとの方針を主張していた韓国側による竹島問題の解決案が記録されている。

（乙A70）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-33の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する具体的な解決策についての韓国側の具体的な主張内容であるが、あくまで日本側の評価及び解釈に基づくものであり、韓国側には知られていないものであるところ、竹島問題は、日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることも考慮すると、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

通し番号3-33の文書は、45年前のものであるが、韓国側の主張内容

について日本側の評価及び解釈に基づき作成された報告書であり、その意味で、その不開示部分からは我が国の竹島問題についての見解が推測し得るところ、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該解決策に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない（しかも、情報公開法5条は、不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮していない。）から、これを公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（同条3号）。

2 原告らの主張の要旨

交渉相手国であった韓国側の具体的主張内容を公開しても、韓国にとっては自国の主張内容であって熟知しているものであるから、たとえ、日本政府が、韓国側の具体的主張を日本側の評価や解釈に基づいて行ったとしても、それが韓国側の主張である限り、韓国がこれを知っていることに変わることではなく、これをもって、日本政府の詳細な検討状況等が明らかになるというものでもないというべきであり、通し番号3-33の文書の不開示部分が45年前の韓国側の具体的主張を日本側がまとめたものであることも考慮すれば、被告主張の我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれはない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙A70）によれば、通し番号3-33の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分は、「VII 竹島問題」の項にあり、その余の項（「I 基本問題」、「II 請求権（船舶及び文化財関係を除く）」、「III 船舶請求権問題」、「IV 文化財請求権問題」、「V 漁業問題」、「VI 法的地位問題」）には、各諸懸案ごとに、その対立点、これに対する韓国側の主張及び日本側の考え方並びに了解事項等が具体的に記録されている。

(イ) 不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

VII 竹島問題

1. 領土問題

1952年1月来、竹島の帰属については日韓両国間に法的見解の往復があり、基本的に対立している（竹島問題往復文書集参照）

2. 処理方針

次のような見解の対立がある（主要資料集(3)P. 17, P. 23 及び P. 27 参照）

(1) 日本側主張：

- ① 竹島問題は日韓国交正常化の際に、はっきりした解決なし、解決の目途をつけておくことが必要であり、
- ② 具体的には、国交正常化後一定期間調停に付託し、それで解決しないときは I. C. J に付託することとする。

(2) 韓国側主張：

- ① 日韓会談の懸案問題ではなく、国交正常化後、解決方針につき検討すべきである。
- ② 国交正常化の際、具体的解決策を与えるとしても、■ ■ ■
不開示部分 ■ ■ ■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号3-33の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和39年当時、国交正常化後に具体的な解決策を検討するとの方針を主張していた韓国側による竹島問題の解決案であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-33の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和39年当時、韓国側が日本側に示した竹島問題に関する主張であり、本件全証拠によっても、当該主張が示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、通し番号3-33の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-33の文書の各不開示部分に記録されている

情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-33の文書の不開示部分に記録されている上記情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-34

第1 前提事実(各論)

1 通し番号3-34の文書(文書1786)は、次の文書により構成されている。

- (1) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年10月27日付け「日韓問題に対する韓国側希望とこれに対する日本側の方針(案)」と題する内部文書
- (2) 外務省アジア局が作成した昭和39年10月29日付け「日韓問題に対する韓国側希望とこれに対する日本側の方針」と題する内部文書
- (3) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年11月14日付け「日韓会談再開問題等に関する韓国側申入れに対する日本側回答」と題する内部文書
- (4) 外務省経済局アジア課が作成した昭和39年11月30日付け「日韓共同宣言案に規定すべき通商関係事項について」と題する内部文書
- (5) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年11月30日付け「日韓問題」と題する文書
- (6) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年12月3日付け「佐藤総理の黄田次官への指示(日韓関係)」と題する文書
- (7) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年12月5日付け「日韓会談の経緯概要」と題する文書
- (8) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年12月21日付け「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場(試案)」と題する文書,
- (9) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年12月21日付け「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場(試案)」と題する文

書（ただし、1枚目の左上に「12月22日朝、牛場審議官室における討議の結果を織り込んだ試案」と手書きされているもの）

- (10) 「総理訪米資料 議題2(3) 日韓関係」と題する文書
- (11) 「総理訪米 発言要領 日韓関係」と題する文書

2 通し番号3-34の文書のうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも竹島問題に関する具体的な解決について韓国側の具体的な主張内容が記録されている。

① 58ページ（-58-）下から7行目から3行目までの約4行分（以下「不開示部分①」という。）

これは、上記1(8)の文書中にある。

② 59ページ（-59-）上から1行目から8行目までの約7行分（以下「不開示部分②」という。）

これは、上記1(8)の文書中にある。

③ 70ページ（-70-）下から7行目から3行目までの約4行分（以下「不開示部分③」という。）

これは、上記1(9)の文書中にある。

④ 71ページ（-71-）上から1行目から8行目までの約7行分（以下「不開示部分④」という。）

これは、上記1(9)の文書中にある。

（以上につき、乙A71）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-34の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する具体的な解決策についての韓国側の具体的な主張内容であるが、あくまで日本側の評価及び解釈に基づくものであり、韓国側には知られていないものであるところ、竹島問題は、日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている

未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることも考慮すると、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号 3-34 の文書の不開示部分②・④には、原告指摘に係る他の公開済みの文書と同趣旨の記載はない。なお、通し番号 3-34 の文書の不開示部分に記録されている情報は、外務省のウェブサイトに掲載されていない。

イ 通し番号 3-34 の文書は、半世紀前のものであるが、その不開示部分は日本側の評価及び解釈に基づく韓国側の具体的主張内容を記載したものであり、韓国側には知られていないところ、竹島問題は、今日もなお未解決の両国間最大の懸案の一つであり、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該解決策に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない（しかも、情報公開法 5 条は、不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮していない。）から、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（同条 3 号）。

また、上記のような状況下においては、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少しておらず、歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法5条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号3-34の文書の上記不開示部分は、その前後の記載内容等に照らすと、不開示部分①・③には、韓国側が、事実行為として竹島占拠をしておきつつ、日韓会談の議題からその問題を外すことによって、占拠の事実を継続しようとしていること等が、不開示部分②・④には、竹島問題を国際司法裁判所に付託することを提案している日本の主張に対して、韓国が、自国は国連に加盟していないこと等を理由として、日本側の国際司法裁判所付託の提案に応じられないと主張していることや、それに対する日本の対応等が記録されていると考えられる。なお、上記不開示部分には、韓国側の主張として、韓国が「第三国ないし第三者の調停に付し、それが不調に終わった場合にはあらためて協議することを主張している」(乙A72[24枚目])との趣旨の記載や「本件を国際司法裁判所に提出するときは、たとえ2,3年後といえども、勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり、適当でなく、むしろ第三国（金部長は米国を念頭に置いているようであった）の調停に任すことを希望する、かくすることにより、右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができよう」(乙B77[48ページ])との趣旨の記載が含まれている可能性も

ある。

(2) 韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

通し番号3-34の文書の不開示部分に記録されている情報は、約半世紀前のものであるからその公開が具体的な不利益をもたらすとは考えられないし、殊に、竹島問題については、外務省のウェブサイトにも記録されているとおり、国際司法裁判所へ提訴するというのが、現在に至るまで一貫してい日本側のポジションであり、当該情報は、韓国が国連に未加盟であったという現在ではもはや妥当しない事情下での韓国側の主張と日本側の対応にすぎないことからすると、これを公にすることにより、将来の外交上の不利益をもたらすおそれはない。

また、当該情報は、あくまでも韓国側の具体的主張であり、これが開示されたからといって、日本にとって外交上の不利益をおよぼすおそれは皆無であり、韓国側が日韓会談に関する文書を自らすべて公開していることに照らしても、韓国側の主張を開示したからといって、韓国との信頼関係を損なうおそれもない。仮に、不開示部分②・④に韓国側が第三国又は第三者による調停を主張しているといった趣旨の記載が含まれていたとしても、そのような情報は他の文書において既に公開されているから、不開示部分における判断が不統一である可能性がある。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠(乙A71)によれば、不開示部分の前後の記載は、次のとおりで

あると認められる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は、前提事実（各論）1(8)の文書の「3. その他の問題」の(5)項にあり、その余の項（「(1) 請求権問題の解決方式」，「(2) 船舶及び文化財問題」，「(3) 拿捕日本漁船の返還問題」，「(4) 在日韓国人の法的地位問題」，）には、各項目ごとに、これまでの交渉経過、日本側の立場・見解・対処方針及び韓国側の主張等が具体的に記録されているところ、不開示部分①及び不開示部分②の前後の記載は下記のとおりである。

記

(5) 竹島問題

日本側としては、日韓国交正常化実現の際に竹島問題が未解決のまま残っていると言うことでは国民感情の上からも到底認め得ないところなので、少なくとも本問題解決の明確な目途を付けておくべきであるとの立場から、本件を最終的には I C J に付託することを両国間で合意するとの提案を行っている次第である。

（注、韓国側は、本件は日韓会談の議題外であると主張しつつ、 ■ ■

■不開示部分①■ ■ ■韓国側の竹島一方的点拠という事態が無期限に継続することになるおそれがある。他方、韓国側は、国連にも I C J にも加入していない ■ ■ ■不開示部分②■ ■ ■

(イ) 不開示部分③及び不開示部分④

不開示部分③及び不開示部分④の前後の記載は、上記(ア)と同旨である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実に照らすと、通し番号3-34の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、昭和3.9年当時、韓国側が日本側に対して示した竹島問題の解決案としての具体的主張の内容であると推

認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-34の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、いずれも、昭和39年当時、韓国側が日本側に示した竹島問題の解決案としての具体的主張であり、本件全証拠によつても、当該主張が示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもつて存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがつて、通し番号3-34の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないといふべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-34の文書の各不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-34の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-35

第1 前提事実(各論)

1 通し番号3-35の文書(文書1787)は、次の文書により構成されている。

- (1) 外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓交渉についての佐藤総理の御指示」と題する内部文書
- (2) 外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談における日本側の立場」と題する内部文書
- (3) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年1月19日付け「日韓会談の進め方に関する省内打合せ」と題する内部文書
- (4) 外務省アジア局が作成した昭和40年2月9日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」と題する内部文書
- (5) 外務省情報文化局国内広報課が作成した昭和40年2月24日付け「最近における日韓問題PR実績」と題する文書
- (6) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年3月15日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」と題する文書
- (7) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年3月16日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」と題する文書
- (8) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年4月7日付け「今後の日韓交渉の進め方」と題する文書

2 通し番号3-35の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも日本側による竹島問題の解決方針が記録されている。

- ① 上記1(2)の文書の「別添1 口頭説明 3 竹島問題について」にある13ページ(-13-)上から2行目から5行目までの約4行分(以下「不開

示部分①」という。)

② 上記1(4)の文書の「5. 竹島問題」にある38ページ(—38—)下から5行目から1行目までの約4行分(以下「不開示部分②」という。)

(以上につき、乙A72)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-35の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する日本政府の具体的な解決策に対する評価等であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

通し番号3-35の文書の不開示部分①・②には、上記のとおり、竹島問題に関する解決方針に関する情報が記載されており、原告の指摘は当たらない。

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題に関する解決方針に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態(両国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、上記不開示部分①・②を公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利

にするおそれがあるといえ（情報公開法5条3号），上記の状況下においては、時間の経過によって不開示情報該当性は何ら減少していない。

2 原告らの主張の要旨

そもそも現状でも未解決の重要問題であると指摘するだけでは、外交交渉上の不利益のおそれや、おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認めることはできず、通し番号3-35の文書の不開示部分①・②については、次のとおりいずれも情報公開法5条3号該当性が認められない。

- (1) 不開示部分①は、前記第1の1(2)の文書の「別添1 口頭説明」記載の内容が当該文書の本文（乙A72〔4～11ページ〕）記載の事項につき、日本側の交渉ポジション等を補足するものとなっており、「竹島問題」については、上記本文に「1. 日本側としては、諸懸案一括解決後国交正常化の原則を堅持しており、この諸懸案のうちには当然竹島問題も含まれねばならない・・・2. 竹島問題の解決方式として日本側は、究極的には国際司法裁判所による解決が最も妥当な方法であると考え、この方向に沿って国交正常化前に少なくとも本問題の最終的解決のための目途を立てておくことは絶対に必要・・・」との記載（乙A72〔11枚目〕）があることから、不開示部分①には一括解決の対象に竹島問題も含めるか否かといったこと等に関する日本側の交渉ポジションが記録されていると考えられる。そうすると、仮に、これが、竹島問題を一括解決の対象から外しても良いという妥協的立場を示すものであったとしても、又は、逆に一括解決の対象にするとの立場を堅持するものであったとしても、日韓会談において竹島問題が解決されず、あるいは国際司法裁判所への提訴という最終的解決のための目途もたてられなかつたことは公知の歴史的事実であり、その時点から約半世紀の時が経過していることに照らすと、これを公にすることにより、将来の外交交渉上の不利益をもたらすおそれは皆無である。

- (2) 不開示部分②は、「竹島問題」という見出しの下、「問題なく総理会談マ

ターである」という記述に続く約4行分であり、第1の1(4)の文書の他の問題については外相訪韓時の取扱いが記録されていること（乙A72〔34～37ページ〕），近接した時期に作成された第1の1(7)の文書の竹島問題に関する記述では、政治的解決を計るという観点から、外相会談では日本側から切り出すことなく、先方から話があった場合には国際司法裁判所附託の話をすると記録されていること（乙A72〔74ページ〕）に照らすと、不開示部分②にも同様の記述があると考えられる。そうすると、不開示部分②は、来るべき外相会談では日本側から竹島問題を積極的には取り上げないといった趣旨の記載がなされているにすぎないと考えられるから、情報公開法5条3号該当性が認められるような内容のものではない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、通し番号3-35の文書の不開示部分の前後の記載等については、次の事実が認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実（各論）1(2)の文書中の「別添1 口頭説明」と題する書面の「3. 竹島問題について」との項にあり、当該書面は下記のとおりであるところ、この内容は、前提事実（各論）1(2)の文書の本文に掲げられた日本の対処方針につき、更なる譲歩の余地及びその程度又はその補足説明となっている。なお、本文の「竹島問題」の欄には、「1. 日本側としては、諸懸案一括解決後国交正常化の原則を堅持しており、この諸懸案のうちには当然竹島問題も含まれねばならないと考えている。2. 竹島問題の解決方式として日本側は、究極的に国際司法裁判所による解決が最も妥当な方法であると考え、その方向に沿って国交正常化前に少なくとも本問題の最終的解決のために目途を

立てておくことは絶対に必要であると考えている。」と記録されている
(乙A72)。

記

1. 基本関係に関し、

- (イ) 共同宣言という名称には固執しない。
- (ロ) 韓国との国交がある限り、日本が北鮮と外交関係を持てないのは当然のことであり、かかることに触れれば日韓間に北鮮の存在を認めることになるから、韓国側にとっても得策ではない。

2. 漁業問題に関し、

韓国が日本船に対し、許可を与えたり、入漁料をとったりすることは李ラインの承認を默示的に認めることになる。この種の默示的承認はできないが、条文上李ラインに触れないことは可能だと思う。条文を作成する際話し合いたい。

3. 竹島問題について、

■ ■ ■ 不開示部分① ■ ■ ■

4. 法的地位の問題について

- (イ) 退去強制の範囲を懲役3年から5年に引き上げてほしいというの
は7年から10年にまで引き上げてほしいという意味だと思う。
- (ロ) 永住権賦与範囲（子々孫々の問題）については交渉では韓国側は
相当こだわっている。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②は、前提事実（各論）1(4)の文書の「甲 日韓会談の
議題に関するもの」の5項にあるところ、当該文書の冒頭には「椎名外
相の訪韓との関連において今後の日韓会談の進め方に関し、現在交渉中
の各議題中事務的には打開困難な若干の諸問題につき、いかなるレベル
の話し合いで解決を期するかについておおむね見通しを立てておく要あ

り又日韓交渉の正式の議題以外の若干の重要な懸案についても、同様の取扱いの腹案を定め置く要があるので、おおむね次の構想によることとする。」とあり、「甲 日韓会談の議題に関するもの」のその余の項（「1. 基本条約関係」，「2. 請求権関係」，「3. 漁業関係」，「4. 法的地位関係」）には、各項目ごとに交渉状況の現状、日本側の今後の対処方針及び見通し等が具体的に記録されている。不開示部分②の前後の記載は、下記のとおりである（乙A72）。

記

○ 5. 竹島問題

問題なく総理会談マターである。■■■不開示部分②■■■

(ウ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号3-18の文書中には、アジア局作成の昭和40年2月9日付け「当面の日韓諸案件の取扱い振りに関する件」と題する文書（乙B56 [-112-以下] 参照）があり、その内容は、前提事実（各論）1(4)の文書の誤記等を訂正したものであり、実質的には同一であるところ、竹島問題に関する記載は、下記のとおりである（乙B56）。

記

○ 5. 竹島問題

問題なく総理会談マターである。ただ、先方の国際司法裁判所附託に対する強硬な反対に鑑み、右以外の方法でかつ、最終的、決定的解決の方法と称し得る方式をも研究し置く要があろう。

イ 前提事実及び上記アの認定事実に照らすと、通し番号3-35の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和40年当時における前提事実（各論）1(2)の文書の本文で掲げ

られた竹島問題の対処方針につき、更なる譲歩の余地及びその程度又はその補足説明としての日本側による竹島問題の解決方針の具体的な説明

(イ) 不開示部分②

前記ア(ウ)で認定した記載とほぼ同一のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号3-35の文書の不開示部分①に記録されている上記情報は、竹島問題に対する日本側の解決方針であり、日本政府部内で検討されたもので韓国側に提示されていないものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ 他方、通し番号3-35の文書の不開示部分②に記録されている情報は、他の行政文書（通し番号3-18）の一部開示により既に公にされているものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、通し番号3-35の文書の不開示部分②に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを

推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

オ 小括

以上によれば、通し番号3-35の文書の不開示部分①に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張は採用することができない。）が、不開示部分②に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、同号の不開示情報に該当するとは認められない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号3-35の文書の不開示部分①に記録されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号3-35の文書の不開示部分①に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち、通し番号3-35の文書の不開示部分②に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ないが、不開示部分①に記録されている情報に係るものは、適法である。

(別紙5) 通し番号3-36

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号3-36の文書(文書1809)は、次の文書により構成されている。
 - (1) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和38年2月25日付け「韓国政情に関する米大使館の連絡」と題する内部文書
 - (2) 外務省アジア局長が作成した昭和38年3月6日付け「韓国政情に関する米大使館エマーソン公使の連絡要旨」と題する内部文書
 - (3) 昭和38年3月8日に後宮局長がエマーソン公使に手交した同月5日付け「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と題する内部文書
 - (4) アジア局北東アジア課が作成した昭和38年5月9日付け「後宮局長、エマーソン公使会談要旨」と題する文書
- 2 通し番号3-36の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、上記(3)の文書の「3 Dispute over Takeshima」にある16ページ(—16—)の①下から9行目から8行目までの約1行分並びに②下から6行目及び下から4行目のいずれも1単語であり、いずれも、竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の対案が記録されている。

(以上につき、乙B73)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-36の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の評価等であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、

その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

（2）原告らの主張に対する反論

ア 通し番号 3-36 の文書は、半世紀前のものであるが、その不開示部分は日本側の評価及び解釈に基づく韓国の主張内容を記載したものであって、韓国側の文書に記録される場合と日本側の文書に記録される場合とでは必ずとその内容が変わり得るところ、竹島問題は、今日もなお未解決の両国間最大の懸案の一つであり、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該解決策に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない（しかも、情報公開法 5 条は、不開示情報該当性の判断要素として時間的因素は考慮していない。）。しかも、当該評価等は約半世紀も前に行われたものであり、現世代の政府関係者及び国民は、当該評価等の内容を把握していない蓋然性が高い状況の下、改めて当該発言の内容が公にされれば、新たに発表されたことと同じように受け止められる可能性もある。そうすると、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法 5 条 3 号）。

また、上記のような状況下においては、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少しておらず、歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうか

は情報公開法 5 条各号の不開示情報の該当性とは何ら関係がない。竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国との見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

イ 通し番号 3-36 の文書の不開示部分には、原告指摘に係る他の開示文書と同一の内容は記載されていない。

○ 2 原告らの主張の要旨

(1) 通し番号 3-36 の文書は、「交渉記録の記載内容」であり、収集された韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解の報告であって日本側の「見解」又は「評価、分析及び判断」が含まれていないし、そのような事実があつてから約半世紀の時が経過していることを踏まえると、このような情報を開示しても、外交上の不利益のおそれが日本側に生じることはなく、韓国は関連文書を自ら全面的に公開している以上、韓国から日本に明かされた韓国側の評価等を日本側が公開したからといって、韓国との信頼関係を損なうおそれも存しない。

○ また、韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

(2) なお、開示された文書中の「本件を国際司法裁判所に提出するときは、たとえ 2、3 年後といえども、勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり、適当でなく、むしろ第三国（金部長は米国を念頭に置いているようであった）の調停に任すことを希望する、かくすることにより、右第三国が日韓間

の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことことができよう」との記載（乙B77 [48ページ]）に照らすと、通し番号3-36の不開示部分には、「韓国は日本の提案を拒絶した上で第三国との調停に任すことを希望しており、それに対して日本は、一定期間で調停が成立しない場合には国際司法裁判所に移行するという条件付きで、米国を第三者とする調停であれば受け入れる」との趣旨の記載が含まれている可能性もあるが、そうであるとすれば、上記文書が開示されている以上、不開示部分の不統一が認められる。

○ 第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 通し番号3-36の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のほか、証拠（乙B73）により認定することができる不開示部分の前後の記載内容に照らすと、いずれも、昭和38年当時の竹島問題に関する日本政府の具体的な解決策に対する韓国側の対案であって、同年に日本政府が米国政府に手交した文書に記録されているものであると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号3-36の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年当時、韓国側が日本側に示した韓国側の解決案であり、本件全証拠によても、当該解決案が示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないこと、しかも上記情報は、日本政府関係者から米国政府関係者に手交された文書に記録されていることに照らすと、当該文書が作成された後に米国政府関係者に手交されてから既に40年以上の経過しており、韓国では韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文

書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

○ ウ 以上によれば、通し番号3-36の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号3-36の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

○ 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-36の文書の不開示部分に記録されている上記情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実(各論)

1 通し番号3-37の文書(文書1822)は、次の文書により構成されている。

- (1) 外務省が作成した昭和37年(1962年)10月11日付け「金鐘泌中央情報部長滞日日程(案)」と題する内部文書
- (2) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年10月17日付け及び同月19日付け「金鐘泌中央情報部長一行の滞日日程詳細」と題する内部文書
- (3) 外務省が作成した「金鐘泌韓国中央情報部長滞日日程」と題する文書
- (4) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年11月9日付け「金鐘泌韓国中央情報部長一行の米国よりの帰路滞日日程」と題する内部文書
- (5) 外務省アジア局長が作成した昭和37年10月16日付け「金鐘泌韓国中央情報部長一行の訪日に際し便宜供与方依頼の件」と題する公信文
- (6) 外務省アジア局長が作成した昭和37年11月6日付け「金鐘泌韓国中央情報部長一行の日本立寄りに際し便宜供与方依頼の件」と題する公信文
- (7) 吉田総領事が大平外務大臣に宛てた昭和37年11月9日付け「KIM韓国公使の入国に関し便宜方依頼の件」と題する電信文,
- (8) 外務大臣が在米大使に宛てた昭和37年10月22日付け「本大臣、金鐘泌韓国中央情報部長会談記録送付の件」と題した公信文,
- (9) 外務大臣が在米大使に宛てた昭和37年10月25日付け「池田総理・金鐘泌韓国中央情報部長会談記録送付の件」と題した公信文,
- (10) 大平外務大臣が大野駐英大使に宛てた昭和37年11月13日発信の「大平大臣、金情報部長会談概要通報の件」と題する電信文,
- (11) 大平外務大臣が朝海駐米大使に宛てた昭和37年11月15日発信の「大